



ビジネスサポートながの

1
2023



経営者シリーズ
トップ
かく語りき

株式会社綿内瓦工業
代表取締役 会長
西宮 登喜男氏

Tokio
Nishimiya

一般住宅から学校や美術館などの公共施設、神社やお寺といった特殊建造物まで、「屋根瓦の専門家」として地域に根差してきた(株)綿内瓦工業。創業70年、磨き上げた確かな技で、武家屋敷や蔵など歴史ある建造物を建築当時のまま再現する「復元工事」も担う。「昔の瓦に比べ、より高温で焼かれる今の瓦は高性能。建物を取り壊すその日まで、長く残る仕事です。色々な観点で何度も見直し、納得いかなければやり直して—。10年後の屋根に、仕事の善し悪しが出てきます」そう語るのは同社の3代目、代表取締役会長・西宮登喜男氏だ。

かつては各地域に多く存在した瓦職人だが、戦争を機にその数は激減した。「当時は瓦だけで生計を立てるのは難しかったようだ、火鉢なども作っていたみたいですね」そんな時代、同社の初代代表は地域の瓦業者を買い取りながら事業を引き継ぎ、技をつないできたという。

時代が変わり流れは一転、バブル経済や長野オリンピック開催の建設需要に伴い「瓦」の需要は急上昇。氏が30歳で代表に就任してから、10年ほどは営業活動をせずとも仕事がどんどん舞い込んできた。自社での工事が間に合わないほどの仕事量。創業当初は「冬に瓦を作り春に葺く」が普通だったが、流通網が発達して質の良い瓦が手に入りやすくなったり、瓦の製

衰退産業かも
しれない。でも、
職人の「技」は
消えない。



長野市若穂綿内6436
TEL.026-282-2148 FAX.026-282-5144
創業／昭和27(1952)年 資本金／1000万円
事業内容／屋根瓦工事及び発電パネルソーラー事業
<http://www.watauchi.jp>

かく語りき
造部門を廃止して瓦葺一本に切り替えた。しかし、良い時代は長くは続かなかった。バブルは崩壊、仕事は激減。「何か新しい手を打たねば」と、屋根板金やソーラー発電事業をスタートさせた。ソーラーパネルの取り付けは、「屋根を知っている職人の施工は雨漏りしづらい」と評判を呼んでいる。最近では「テコラ」と呼ばれる古くなった瓦を碎いたガーデニング素材の製造販売を行い、建設系廃棄物の削減にも取り組む。

同業種、異業種問わず、良い仕事をする仲間とはお互いに刺激しながら技術力を高めてきた。「仕事をいただいたり、色々な集まりに参加させてもらったり。『どういう人と巡り合えるか』、『どうやって人と付き合うか』はものすごく大切にしています。『技術があれば仕事がもらえる』という時代ではないですし、人との出会いには本当に感謝しています」

今、同社は改めて「原点回帰」に向き合っている。「伝統的な木造建築技術を持つ大工や左官職人、日本古来の技を継承する職人が減っています。我々の業界も、間違いなく衰退産業。でも、機械じゃできないことがあるんです。職人の技は消えません。必ず生き残ってみせます」修行先の奈良で、国宝や文化財に多く携わってきた息子も家業に入った。同社の希望は、厚く太く、未来へつながっている。

回覧

年頭所感

一般社団法人 長野法人会

会長 松下 正樹



明けましておめでとうございます。法人会の会員の皆様におかれましては、穏やかな初春を迎えたことと謹んでお慶び申し上げます。平素から運営に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

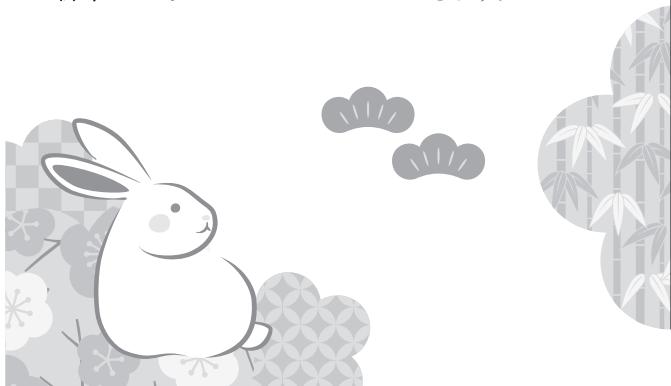
昨年も新型コロナウイルスの感染拡大の波が続いたことから、経済へのマイナスの影響は拭うことが出来ませんでした。そのような中で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰は企業業績への大きな下押し要因となりました。世界的なインフレが続いており、今後も不安定な情勢が続くことが予想されます。

さて、このような激しい外部環境に併せ、今後、多くの企業が対応していかなくてはならない重要な課題の1つが労働力の減少です。特に地方の中小企業にとっては深刻であり、IT化を進めるなど生産性の向上が求められますが、多くの企業で十分な対応ができていないのが現状です。

こうした中、政府は経済社会のデジタル化の重要性を踏まえ、経理のデジタル化による生産性の向上、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等の抜本的な見直しを行い、昨年1月に電子帳簿保存法を改正しました。さらに今年10月からは消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）でもデジタル化を支援し、企業の生産性向上を後押ししたい意向です。

不透明な経済情勢の中において、本会では税のオピニオンリーダーとして事業継続に必要な支援措置の拡充を政府や自治体などに提言するとともに、税務面や経営面での有益な情報を会員企業へ積極的に提供してまいりたいと思います。

最後に、会員事業所の益々のご発展と皆様のご健勝、ならびに一日でも早くコロナが収束し、法人会の皆様と気兼ねなくお目にかかる日が来る事を祈念いたしまして新年のごあいさつとさせていただきます。



年頭のご挨拶

長野税務署 署長 川口 吉春



令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人長野法人会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、松下会長をはじめ役員の方々並びに会員の皆様方には、法人会活動を通じて、税務行政に深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、会員のニーズに即した各種研修会などの開催、また、青年部、女性部による租税教室への講師派遣や、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、租税教育事業にも意欲的に取り組んでおられます。

こうした皆様の取組に対し、深く敬意を表するとともに、私どもといたしましても更なる連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、本年10月から実施されるインボイス制度の適格請求書発行事業者の登録申請は、原則として本年3月末までに登録申請を行っていただく必要があります。制度の円滑な実施に向けた対応や準備を進めることができるように早期の登録申請をお願いしておりますが、登録を予定されている会員企業におかれましては、e-Taxによる早めの登録申請及び登録通知書の電子受領をお願い申し上げます。

また、令和4年分所得税等の確定申告の時期を迎えます。長野税務署では、マイナンバーカード方式による自宅からのe-Tax・スマホ申告を推進するとともに、納税者利便の向上と事務効率の観点からキャッシュレス納付の利用拡大に取り組むこととしております。

皆様方には、確定申告書を提出される会員企業の従業員の方々に対し、是非ともご自宅等からのe-Taxによる申告を積極的にご利用していただくよう、働き掛けを引き続きお願い申し上げます。

また、納税につきましては、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付を併せてご利用いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人長野法人会の会員の皆様にとりまして、令和5年が幸多き年となりますよう、心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

**目次
1
2023**

- 1 経営者シリーズ (株)綿内瓦工業 西宮 登喜男氏
- 2 年頭所感 一般社団法人長野法人会 会長 松下 正樹
年頭のご挨拶 長野税務署 署長 川口 吉春氏
- 3 法人会NEWS
- 4 税に強くなろう 関東信越税理士会長野支部
- 5 税務署からのお知らせ／ビジネス書ランキング

- 6 社労士からのお知らせ 社会保険労務士 市場 玲衣氏
- 7 法人会からのお知らせ
1月の事業スケジュール 他
TEA ROOM 編集後記 広報委員 須加尾 恵一氏
- 8 ビジネスインフォメーション
◆(株)長野ナブコ ◆(株)キャトルナ
◆小山えり奈税理士事務所 ◆(株)エイ・ティ・エフ

法人会NEWS●

生活習慣病予防健診実施のご案内

ただいま、長野法人会では生活習慣病予防健診のお申込みを承っています。年に一度は受診いただき、病気の早期発見と治療にお役立てください。詳しくは会報に同封のチラシをご覧いただき、法人会へFAX(郵送可)にてお申込みください。【申込締切日】令和5年2月3日(金)必着

- ◆長野会場(ホテル信濃路)／令和5年2月27日(月)～3月2日(木)
- ◆須坂会場(須坂市勤労者研修センター)／令和5年2月24日(金)
- ◆篠ノ井会場(グリーンパレス)／令和5年3月3日(金)

(日程変更、検査内容、お支払い等のお問い合わせ)全日本労働福祉協会長野健診センター TEL026-222-5111



高校生「税に関する作文」表彰式

税を考える週間にあわせ将来を担う高校生の皆さんに、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で税に関する作文を応募頂き、その優秀作品に対し長野法人会長賞を授与しております。本年の贈呈式は、12月5日、6日に行いました。



長野県更級農業高等学校3年
長田斗季哉さん(左から3番目)



長野市立長野高等学校1年
小林大士さん(中央)

電子帳簿保存特別研修会開催報告

去る11月8日(火)、長野ターミナル会館にて電子帳簿保存特別研修会を開催した。長野税務署担当官と税理士により、電子帳簿保存法の概要と実務上のポイント解説が行われ、会員52社64名が出席した。令和6年1月からは、保存要件に従った電子データの保存が必要です。会員の皆様は対応に向けて必要な準備を行っていきましょう。



新しい仲間を紹介します 新規会員の紹介(令和4年10月・11月入会分)

(入会順・掲載許可の会員・敬称略)

企業名	代表者名	住所	業種
花のやまぐち	山口 寿々子	長野市豊野町豊野323-16	小売業
(株)北開アークス	宮澤 敦治	須坂市福島84-1	解体業
(株)ジェイアール貨物・信州ロジスティクス	今井 和弥	長野市桐原2-2-1	運輸業
松澤建設	松澤 誠一	須坂市小島794	建設業
(株)MCC	増村 大樹	須坂市幸高町82-6	教育・サービス・企画・コンサル
エイ・エス・カンパニー(株)	堀内 亨	長野市青木島1-12-1	福祉
小山えり奈税理士事務所	小山 えり奈	長野市安茂里3570セジュールカクダイA棟	税理士
(株)こばやし	小林 賢太郎	須坂市井上2309	農産物生産加工
(株)B.P TECH	小原 健一	長野市若里7-3-3	自動車板金塗装
(株)キャトルナ	北田 英之	長野市石渡123-45	バレエ用品販売・バレエ教室

税に強くならう

●作成 関東信越税理士会長野支部所属
金井 秀夫、藤澤 義章、平井 幸光、渡邊 隆行

経営者として知っておきたい税の知識 46

いよいよ今年の10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる消費税の「インボイス制度」)が開始されます。

今回は、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引の代表的な例として「家賃」や「駐車場」などの賃借料に関して、インボイス制度導入で、賃貸するオーナー側と賃借人側で、どんな影響があるのかについて、考えてみたいと思います。

1 消費税の課税対象となる「家賃」・「駐車場」などの確認

(1)「家賃」について

消費税法上、建物の貸付である「家賃」については、①店舗、事務所、工場等の貸付けに係る「家賃」については、課税の対象となります。②住宅の貸付けに係る「家賃」については、非課税とされています。

したがって、住宅の貸付けであれば、たとえ借り上げ社宅としての貸付けであっても、非課税とされていますので、インボイス制度導入による影響は基本的にありません。

なお、駐車場が一戸に一台以上が必ず割り当てられており、住宅の貸付け対価とは別に駐車場使用料等を收受していないものは、駐車場部分を含めた全体が住宅の貸付け(非課税)に該当します。

(2)「駐車場」について

「駐車場」については、①入出庫の管理をしていたり、②入出庫の管理をしていないとしても、例えば、砂利敷、アスファルト敷、コンクリート敷、区画線ロープ、フェンス他の設備がある場合は、駐車場その他の施設の利用に伴う土地の利用であり、施設の貸付けに該当し、課税の対象となります。③駐車場等として利用する場合であっても、地面の整備、フェンス、区画、建物の設置等をしていないときは、その土地の利用は、土地の貸付けに該当し、原則として非課税とされています。

なお、契約における貸付期間が1か月に満たない場合(例えば、日曜日だけ1年間貸すような場合を含む。)は、課税の対象となります。

また、契約の貸付期間は1か月末満であったが、その後の事情で結果的に貸付期間が1か月以上となった場合でも、課税の対象となります。

これとは反対に、契約の貸付期間は1か月以上であったが、その後の事情で結果的に貸付期間が1か月末満となった場合でも、土地の貸付けの原則どおり非課税となります。

2 賃貸するオーナー側の影響

「家賃」や「駐車場」について、消費税法上の課税対象は左記(1)・(2)のとおりですので、課税対象となる物件を賃貸しているオーナーの方は、たとえ、現在は免税事業者に該当していたとしても、インボイス制度導入によって、賃借人側から、原則として、インボイスの発行を求められる(少なくとも、インボイスの発行事業者としての登録番号を確認される)ことは必至となりますので、①この要請に応じるため、インボイス発行事業者の登録を行うことで、消費税の課税事業者となるか、②免税事業者を貫き、賃借人側と賃借料の減額交渉に臨むかなどの決断が迫れると思われますので、一刻も早く方向性を明確にするためにも、賃借人側との協議が必要と考えます。(但し、賃借人が免税事業者・簡易課税事業者であれば、インボイスの発行を求められることはありません。)

3 賃借人側の影響

通常、「家賃」や「駐車場」などについては、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引となっていると思われます。

しかし、インボイス制度が始まると、仕入税額控除を受けるためには、原則として、インボイスの保存が必要となります。(免税事業者・簡易課税事業者であれば必要ありません。)

「家賃」・「駐車場」などの支払については、一般的には、毎月一定の日に銀行口座から自動的に口座振替されたり、口座振込をするケースが多いと思われます。

ところで、インボイスとして必要な記載事項は、一つの書類だけで全てが記載されている必要ではなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体でインボイスの記載事項を満たすことになりますので、契約書にインボイスとして必要な記載事項の大部分が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類(例えば、①口座振替の記録が残る銀行の通帳、②銀行が発行した振込金受領書や振込明細帳など)とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすことになります。(勿論、賃貸するオーナー側のインボイス発行事業者としての登録番号が必要です。)

賃貸するオーナー側が、インボイスを発行できるか否かは、賃借人側の仕入税額控除の要否に大きな影響がありますので、できる限り速やかに、相手側との情報共有等が必要となります。

実務にあたっては、関与税理士等にもご相談願います。

税務署からのお知らせ

国税の納付は スマホアプリ納付をご利用ください

1 「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセス！

2 Pay払いを選択し、画面の表示に従って手続！



6つのPay払いから納付手続が行えます！



詳しい情報はどちらから
(国税庁HP)

消費税の インボイス制度説明会開催中！

本年10月の制度開始時からインボイス発行事業者として登録を受けるためには、原則として3月末までに申請が必要です。



詳しい情報はどちらから
(国税庁HP インボイス制度特設サイト)

ビジネス書ランキング

2022.11.1~11/30 平安堂全店 提供

今月の売れ筋10冊

一流のビジネスマンは
こんな本を読んでいます



スキー場は夏に儲けろ！

和田寛／著

東洋経済新報社 1,760円(税込)
スキー客が激減、新型コロナウイルスの影響で、頼みのインバウンドも消滅。そんな衰退する一方の白馬を、わずか2年足らずで、「夏に稼ぐ」スキー場へと変貌させた著者が明かす、すば抜けた、逆転の発想メソッドです。コロナ等で経営に行き詰まる経営者におすすめする一冊です。

今月の
オススメの一冊

夏に
儲け
ろは
！

「運営者にとっての法則」
「儲かる戦略」
「儲かる組織」
など、実践的な知識を豊富に含む

1 運動脳	アンデシュ・ハンセン／著	サンマーク出版	1,650円(税込)
2 スキー場は夏に儲けろ！	和田寛／著	東洋経済新報社	1,760円(税込)
3 経営12力条	稻盛和夫／著	日経BP社	1,870円(税込)
4 生き方	稻盛和夫／著	サンマーク出版	1,870円(税込)
5 佐久間宣行の「ずるい」仕事術	佐久間宣行／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
6 心	稻盛和夫／著	サンマーク出版	1,870円(税込)
7 嫌われる勇気	岸見一郎 他／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
8 リーダーの仮面	安藤広大／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
9 時間と空間を操る「量子力学的」習慣術	村松大輔／著	サンマーク出版	1,540円(税込)
10 リスキリング	後藤宗明／著	日本能率協会 マネジメントセンター	2,035円(税込)

社労士からのお知らせ



2023年の法改正①

市場社会保険労務士事務所
社会保険労務士

市場 玲衣

新年明けましておめでとうございます。

毎年のように労働法改正が行われておりますが、2023年も大きな改正『時間外労働の割増率引き上げ』が待っています。
すでに大企業には適用されていますが、2023年4月からは中小企業も対象となります。

◇時間外労働の割増率引き上げ◇

現在は、1日8時間・週40時間を超える労働時間は時間外労働として25%の割増賃金を支払うことが義務付けられています。4月からは時間外労働が月60時間を超えた場合は、60時間超えた時間に対して割増率が50%に引き上げになります。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	



		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	50%	

50% + 深夜労働25% = 75% の割増率となります。

◇休日労働との関係◇

休日労働（法定休日）の割増賃金率は35%です。今回の法改正時間外労働60時間には、休日労働は含まれないため、現行通り35%の割増率となります。ただし法律が指す『休日労働』とは、『法定休日』に労働した日を指します。法定外休日に労働し、1日8時間・週40時間を超えた場合は、60時間に含めて計算しますので、ご注意ください。

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

引用: 厚生労働省リーフレット『2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増率が引き上げられます』

◇深夜労働との関係◇

深夜労働（22:00～翌5:00）は割増賃金率25%です。時間外労働が深夜に及んだ場合、現在は時間外労働25% + 深夜労働25% = 50%の割増賃金率となります。4月以降は時間外労働が60時間を超え深夜時間に及んだ場合、時間外労働

変な業種もあると思いますが、業務分担や仕事の仕方等を見直しながら、時間外労働を減らせるよう検討が今後必要となってくると思います。

来月以降は、具体的な算出方法、代替休暇についてお知らせします。

法人会からのお知らせ●

1月の事業スケジュール

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、
急遽開催中止または延期となる場合がございます



1月11日㈬ 経営塾1日目 ■長野アーツ会館

1月17日㈫ 女性部租税教育委員会 ■法人会会議室

1月18日㈬ 経営塾2日目 ■長野アーツ会館

1月19日㈭ 総務委員会 ■ホテル国際21

1月24日㈫ 篠ノ井部会 経営実務研修会 ■長野商工会議所篠ノ井支所

1月25日㈬ 経営塾3日目 ■長野アーツ会館

会報誌

「ビジネスサポートながの」 広告主さま募集

貴社の商品・サービス

イベント・研修会

セミナーなど

長野法人会会員なら

無料で掲載いただけます

掲載
無料!



●発行部数／4,400部

●配布エリア／長野法人会会員企業・関係機関

●掲載枠／毎月4社 申込先着順

令和5年度4月号～掲載申込受付中!!

お申込は法人会事務局まで TEL227-0011

第11回

通常総会開催の ご案内



一日 時一

令和5年6月12日(月)

午後2時より

一 会 場 一

ホテル国際21 『千歳の間』



広報委員 須加尾 恵一

先日、法人会の経営実務研修会の講師先生から「従業員をやる気にさせるリーダーシップ」について受講させて頂きました。戦国武将を例に挙げてのお話で、経営者としてとても興味深い内容で改めて会社経営の難しさを実感させられる時間でした。社長業20年余りになりますが、過去の反省と近年の目まぐるしい社会情勢や物価高騰に不安を感じ、今後の会社経営に迷う今日この頃です。

自 NABCO 動 → ガラス入り自動ドアをご使用のお客様へ

自動ドアの通行事故で、大きな怪我となるほとんどがガラスです

自動ドアのガラスはどちらですか？

通行者のガラスへの衝突事故に備え、お使いの自動ドアに設置されているガラスの種類をご確認ください！



割れにくく割れても安全なガラス
強化・合わせガラス

強化ガラスの特徴
通常の板ガラスの3~5倍の強度を持ち、万一割れても破片が粒状になるため人体に深いキズを与えません。

合わせガラスの特徴
割れても破片が飛び散らず、また、衝撃物が貫通しにくいです。

*板ガラス協会ホームページより引用



割れると危険なガラス
フロートガラス

フロートガラスの特徴
ゆがみがほとんどなく、明るく開放的な空間を演出します。

衝撃力により破損脱落した時は、鋭利なガラス片が飛散し非常に危険です！ご注意
安全性向上のため、「安全ガラス」への取り替えまたは「飛散防止フィルム」の貼付をおおすすめします。

株式会社 長野ナブコ
お問合せは 0120-090-681

バレエで♪ コミュニケーション力と集中力アップ♪

チケット制でもお月謝でも！都合に合わせて参加できるので安心です。

発表会やコンクールも行っておりますが、レッスンのみでの入会も歓迎です！

体験レッスン3回無料！

QRコード

レッスンの雰囲気はインスタでチェック！

入会特典
レッスン料1ヶ月分 無料
（バレエシューズ、レオタード、タイツ）

レッスンスケジュール

未就学児 キッズクラス	小学生 初等科クラス	バリエーションクラス
月・木 / 16:00～16:45 (回数券) 5回分 6,000円	月・木 / 16:45～17:30 (回数券) 5回分 6,000円	月 / 17:30～19:00 木 / 17:30～18:15 (回数券) 5回分 6,000円

初心者から経験者まで楽しくレッスンができるバレエ教室

CATLUNA 受付時間 10:00～19:00
開講場所 長野市大字鶴賀1631-5
青木ビル（長野市役所の斜め向かい）

HPはこちら
QRコード

026-405-9160

情報アンテナ ビジネスインフォメーション

長野法人会管内企業の情報発信ページです（毎月4社ずつ掲載）。会員企業は掲載料無料です。

お客様の想いに寄り添い 真摯にサポートいたします

地元企業から上場企業まで、多方面にわたり経験を重ねた税理士が、直接お客様の担当をさせていただきます。税務や会計に関する内容のほか経営や創業に関するご相談など、お気軽にお問い合わせください。



小山えり奈税理士事務所
認定経営革新等支援機関

〒380-0941 長野市大字安茂里3570番地
セジュールカクダイ A棟
TEL : 026-219-3160
URL : <https://erina-tax.com>

安茂里駅から徒歩3分、広い駐車場があります。

「なんだ、こうすればいいのか！」がわかるセミナー

マーケに強い経営コンサルタントの経営セミナー+パック説明会

経営力を増強する

このセミナーで得られる効果-1

- ・自社分析ができる
- ・KPIで経営を単純化できる
- ・社員の成長と価値観の共有ができる
- ・財務状況の改善ができる
- ・マーケティングが理解できる

お申込みは
こちらから

QRコード

Zoom	松本会場	長野会場
1/25 水 2023年 13:30～16:30	2/2 木 2023年 13:30～16:30 松本ものづくり産業支援センター 1階 研修室2	2/14 火 2023年 13:30～16:30 長野市生涯学習センター TOIGO 3階 第1学習室

ATEC
CONSULTING FARM
企業を未来に

経済産業省認定 経営革新等支援機関
株式会社 エイ・ティ・エフ
長野県松本市和田 4010-27 202 研究室
長野県長野市県町 484-1 センター BOA703